

1 事業の概要

- (1) 対象事業の名称 福島第一原子力発電所事故処理のための事業場の用地整備事業
- (2) 対象事業の種類 宅地の造成の事業
- (3) 対象事業の規模 区域面積：354.595413ヘクタール
- (4) 対象事業実施区域 双葉郡大熊町大字夫沢字北原22番地 他

2 環境の保全の見地からの意見

- (1) 今後、その計画内容について相当の変更が加えられた場合、新たに条例第2条第4項の「対象事業」となる可能性があることに注意すること。
- (2) 着工及び竣工時には、当職に速やかに報告すること。また、竣工時には、併せて、竣工図及び施工状況が分かる現場写真（着工前、施工中、竣工時の現場要所を撮影したもの。）を提出すること。
- (3) 本事業計画の実施に当たっては、放射性物質の拡散抑制、地下水や近隣水域への汚染拡大防止、地盤の保全対策、作業員の健康安全確保等を確実に実施し、当該事業計画区域及びその周辺の生活環境及び自然環境の保全に最大限努めること。また、それらの計画と実施経過について公表するよう努めること。
- (4) 本事業計画区域及びその周辺には複数の希少野生生物が生息している可能性があるため、工事着手前にそれらの現状について調査を行うとともに、希少野生生物の生息が確認された場合には、それらの保護のための必要な対策を加えるよう努めること。
- (5) 本事業計画の実施に当たっては、事前に発生することが想定される廃棄物の処理計画を明らかにし、当該事業着手後にはその処理を確実に進められるよう努めること。
- (6) 本事業計画の推進に当たっては、必要に応じて関係機関と協議すること。

以上